

公募公告

次のとおり公告します。

2026年6月10日
株式会社国際協力銀行
財務・システム部門
管理部長 石川 敬之

1. 公募に付する事項

- (1) 件名
人材紹介サービスに係る業務委託
- (2) 作業内容等
公募説明書及び公募仕様書による。
- (3) 履行期間
2026年9月1日から2028年8月31日まで

2. 契約締結資格

- (1) 次の項目に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
 - ② 公募に参加しようとする者が、株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）の契約に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたときから当行が定めた3年以内の期間を経過しない者。
 - イ. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ. 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ. 前記イ. からホ. までの規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - ③ ②に該当する者を公募代理人として使用する者。
 - ④ 応募書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- (2) 応募書及び審査書類等の提出期限の日から契約締結資格を付与するまでの期間に、当行から契約資格喪失措置を受けた者でないこと。
- (3) その他、当行が不相当と認めた者でないこと。
- (4) 公募説明書の交付を受けた者であること。

(5) 契約の性質及び目的から、次に定める資格を有する者に契約締結資格を付与する。

資 格	
①	厚生労働大臣により有料職業紹介業の許可を受けていること。
②	営業年数が3年以上であること。
③	紹介報酬額が理論年収の50%以下であること。 (注) 理論年収とは基本給と賞与の合計額とする。
④	次のいずれかの要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2026年4月1日以降の最新の登録情報において、金融機関（商業銀行、投資銀行、証券会社、保険会社、政府系金融機関、資産運用管理会社又はファンド）に1年以上勤務した経験を持つ者の登録者数が1,000名以上であり、かつ、2023年度～2025年度の正規又は嘱託職員の年間平均紹介実績件数が50件以上であること。 ・ 2026年4月1日以降の最新の登録情報において、弁護士の登録者数が500名以上であり、かつ、2023年度～2025年度の正規又は嘱託弁護士の年間平均紹介実績件数が30件以上であること。 ・ 2026年4月1日以降の最新の登録情報において、障がい者雇用促進法に定める障がい者の登録者数が1,000名以上であり、かつ、2023年度～2025年度の正規又は嘱託職員の年間平均紹介実績件数が25件以上であること。
⑤	個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。
⑥	契約書（案）に同意できること。

3. 資格審査

- (1) 「応募書」により応募する。
- (2) 当行が審査のうえ合格した者を「契約締結資格者」とする。

4. 応募書の提出場所等

(1) 公募説明書を交付する交付期間及び場所

- ① 交付期間：2026年6月10日から2026年6月26日15時00分まで
- ② 交付場所：

公募説明書は以下のサイトに掲載する。「関連資料ダウンロード」欄にアクセスの上、交付を受ける者の情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力した上でダウンロードし受領すること。

株式会社国際協力銀行ホームページ→「調達情報」→「入札情報／公募」

※なお、調達担当部署は以下のとおり。

〒100-8144

東京都千代田区大手町一丁目4番1号

株式会社国際協力銀行財務・システム部門 管理部第1課

電話 03-5218-9212

メールアドレス：chotatsu01@jbic.go.jp

(2) 応募書の提出期限及び提出方法

提出期限	提出方法	審査結果 通知期限
2026年6月26日 15時00分	電子メールによる。	2026年7月17日

(3) 提出及び問い合わせ受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く平日9時00分から17時00分（12時00分から13時00分を除く）

5. その他

(1) 応募の無効

公募説明書による。

(2) 契約書作成の要否

要。

(3) 契約締結者の決定方法

契約締結資格者と契約を締結する。

(4) その他

詳細は公募説明書によるものとする。

以上